

令和3年9月10日に事業分野別経営力向上推進機関に更新認定されました。

平成28年7月1日に施行された「中小企業等経営強化法」に基づき、「一般社団法人日本自動車整備振興会連合会」が「事業分野別経営力向上推進機関」として認定されております。

推進機関として推奨する業務関連資格等

①業務関連資格

- ・自動車整備士の資格（1級、2級、3級、特殊整備士）または日整連が規定している自動車整備技術者認定資格制度であるコンサルタント、スーパーアドバイザーのいずれかを取得

②推奨研修

- ・整備振興会が実施するスキャンツール等の診断機を活用した研修
- ・ハイブリッド・電気自動車等の先進的自動車の研修

【参考】

（中小企業庁）

経営サポート「経営強化法による支援」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

（国土交通省）

中小企業等経営強化法に基づく計画認定制度について（自動車整備業）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000012.html